

令和6年度

監査報告書(7)

桐生市監査委員

桐生市長	荒木 恵司	様
桐生市議会議長	人見 武男	様
桐生市公平委員会委員長	川村 隆	様
桐生市固定資産評価審査委員会委員長	押見 新一郎	様

桐生市監査委員	石井 謙三
同	谷 信良
同	北川 久人

定期監査の結果報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

1 監査の基準

本監査は、桐生市監査基準（令和2年桐生市告示第1号）に準拠し、監査を実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第4項に規定する定期監査（財務監査）

3 監査の対象

(1) 対象部局

都市整備部（都市計画課、土木課、公園緑地課、建築住宅課、建築指導課、
空き家対策室）

出納室

消防本部

監査委員事務局

公平委員会

固定資産評価審査委員会

(2) 対象事務

令和6年4月1日から同年12月末日までの財務に関する事務。（一部過年度分を含む。）

4 監査の期間

令和7年1月20日から同年3月7日まで

5 監査の着眼点

次の事項に留意し監査するものとした。

- (1) 事務処理で法令等に違反するものはないか。
- (2) 収入に係る手続き及び時期は適正か。
- (3) 違法、不当または不経済な支出はないか。
- (4) 契約に係る手続き及び契約内容は適正か。
- (5) 公有財産、現金及び有価証券等の管理は適正に行われているか。
- (6) 前回監査時の指摘事項の改善は見られるか。

6 監査の主な内容

予算の執行状況等あらかじめ提出を求めた監査資料、その他、重点項目として
切手受払簿、収入印紙受払簿等に係る関係書類、各節の関係書類等を抽出により
調査するとともに、関係者から説明を聴取するなどの方法により実施した。

7 監査の結果

事務の処理状況について関係書類を調査した結果、収入処理における歳入科目
誤り、収納した歳入金の前払処理の遅延、旅費の支給誤り等いくつかの留意事項
が見受けられた。その他書類の整備及び事務の処理状況についてはおおむね適正
であった。

なお、留意事項については当該部局に文書で通知した。